

請願第 26号

令和6年12月12日

川崎市議会議長 青木功雄様

幸区在住者

ほか 41名

視覚障害者誘導用ブロックの適切な設置と維持管理を求める
請願

請願の要旨

実地調査の結果、私たちの住む幸区内には、もともとの設置が適切でなかった視覚障害者誘導用ブロック（以下、「点字ブロック」と言う。）や、経年劣化等により輝度比が減少して弱視者等にとって識別するのが困難な点字ブロックが34か所あることが確認されています。これらは視覚障害者等が歩道等を安全に通行する上で支障が及んでいることから、速やかに改善してください。また、維持管理を適切に実施してください。

なお、改善を必要とするこうした状況は市内全域に共通するものと推察されますので、市全体の問題として検討してください。

請願の理由

1 現状と具体例

点字ブロックは、視力がない人のためだけでなく、弱視の人たちにとっても、より正確な歩行位置と歩行方法を案内するために必要不可欠です。

しかし、道路や街並みの景観を優先して、輝度比を十分に考慮せずに設置されていたり、維持管理が適切に行われず経年劣化により黄色が薄れて十分な輝度比が保たれていないなどの課題のある点字ブロックが34か所存在しています。

(1) 歩道と同じ色、又は輝度比の小さい色の点字ブロック（21か所）

弱視者にとっては、そもそも点字ブロックがあること自体に気付きにくくなっています。川崎駅西口通り（大宮町交差点、南幸町2丁目交差点、中幸町交差点）で10か所、ソリッドスクエア前及び向かいで10か所見受けられます。また、幸区役所北側出入口前では点字ブロックとしてLEDが埋め込まれていますが、日中は輝度比が小さく弱視者には気付きにくくなっています。

(2) 経年劣化により、黄色が薄くなった点字ブロック（5か所）

歩道面に使用されているレンガ調のブロックと点字ブロックの色が共に薄くなって両方の色が近づいているために、点字ブロックが目立たなく見えづらくなっています。下平間小学校前、幸町交差点歩道橋下、堀川町交差点、末吉橋交差点で見受けられます。

(3) つえの先が沈み込むおそれのある点字ブロック（2件）

集水ますの蓋の穴が点字ブロックに接している、又は歩行動線上にあり、つえの先が沈み込むおそれがあります。幸スポーツセンター前に見受けられます。

(4) 必要とする場所に点字ブロックがない（5件）

川崎駅北口西に通じる温泉通り（南幸町交差点）で、見受けられます。横断歩道脇に交通誘導用押しボタンはあるものの、点字ブロックがありません。南河原交差点は交通量の多い幹線道路に面していますが、横断歩道を渡った向かい側には点字ブロックがありません。

(5) 進行方向の案内が分かりづらい点字ブロック（1件）

古市場第1公園前の点字ブロックは比較的新しく敷設されたものですが、線状ブロック（進行方向を案内する。）は何を案内しているか分かりづらく、横断歩道を安全に渡れるか、又は向かい側から渡ってきた人が安全に渡り終えることができるか懸念があります。

2 具体的な改善策

点字ブロックの改善に優先順位を付けるのは適切ではありません。見える・見えないは個人差や障害・病状等の程度、年齢、昼夜や天気によっても異なり一律ではないからです。研究者の調査によれば、点字ブロックは周囲

との色の対比を考慮すれば必ずしも黄色である必要はないが、弱視者の7割が「目立つ」色として黄色を望んでいると言います。

また、黄色の点字ブロックを設置することによる景観との調和の点では、本市のバリアフリーまちづくり連絡調整会議の会長を務めている中央大学研究開発機構教授の秋山哲男先生らの研究では、アンケート調査の分析により、一般的に考えられているような黄色の点字ブロックが景観上好ましくないという認識は必ずしも正しいとは言えず、むしろ、「明るさ」や「親しみ」を感じる人もいます。点字ブロックの劣化を放置しておくことの方が景観との調和に対する評価を低下させているとまとめ、「弱視者配慮型誘導ブロック」を高く評価しています。

さらに、視覚障害者が歩道を歩いているにもかかわらず通行人や走行する自転車、放置自転車、バイク、看板等と接触するなどの支障が及んでいることについては、視覚障害者以外の協力を得なければこれらを防ぐことができません。教育、啓発の意味合いを持たせた象徴的な色彩として、市内の点字ブロックは黄色に統一することも検討の上、定期的な維持管理の継続が必要です。

インクルーシブ（誰一人として取り残さない。）社会に欠かすことのできない環境整備として、バリアフリーやユニバーサルデザインは必須の条件となります。視覚障害者団体による毎年の要望に対して、形式的な回答に終始することなく、丹念に耳を傾けて解決していく姿勢が強く求められます。莫大な予算を伴うわけではないので、財政当局に予算を求めて、速やかに改善してください。

3 実地調査

実地調査は、3年前に一度実施しています。幸区内の全ての道路を一本一本くまなく歩いて課題の有無と程度を調べて状況を記録し写真を残しました。今回は2回目の調査として、令和5年9月から令和6年10月にかけて前回の方法に加えて、視覚障害者等の移動支援に資するように位置情報（緯度及び経度）も記録しました。

調査の結果、少なくとも1,100件以上の課題箇所（法令等の許容範囲を逸脱し、通行に支障や危険が及んでいる場所）が確認されていますが、その一部

について課題ごとに整理して今回の請願で是正改善をお願いするものです。課題箇所の件数は、前回調査実施後に改善が図られた場所や市が管理していない国道1号線については除いてあります。国道1号線における課題は、横浜国道事務所神奈川出張所に対して、令和6年7月に要望書を提出しています。

なお、記録した課題箇所の写真については省略しました。

4 根拠法令等、及び指針となり得る研究報告

実地調査及び調査後の課題並びに優先度等の評価については、以下の法令等と共に点字ブロックの課題等に関する研究報告に照らして検討しました。

(1) 根拠法令等

- ・移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令（平成18年12月19日国土交通省令第116号）
- ・道路の移動等円滑化に関するガイドライン（令和4年3月国土交通省道路局）
- ・視覚障害者誘導用ブロック設置指針（昭和60年8月21日国土交通省都市局・道路局）
- ・川崎市福祉のまちづくり条例、同施行規則、同整備マニュアル（本市）
- ・本市監査委員による工事監査の結果（平成28年度、令和4年度）

(2) 研究報告（一部）

- ・「CGを用いた視覚障害者誘導用ブロックと舗装面の色彩の組み合わせに関する実験的研究」（土木計画学研究・論文集、1996年（平成8年））
- ・「視覚障害者誘導ブロックに関する敷設者と利用者の意識からみた現状と課題：福祉のまちづくりにおける高齢者および障害者を考慮したサインデザインに関する研究」（日本建築学会計画系論文集、1997年（平成9年））
- ・「視覚障害者誘導用ブロック利用状況と色に関する研究」（土木計画学研究・論文集、1998年（平成10年））
- ・「視覚障害者誘導用ブロックが街路景観に及ぼす影響要因に関する研究」（土木計画学研究・講演集、2009年（平成21年））

紹介議員

宗 田 裕 之